

看護職員の勤務体制について

一般病棟では1日に11人以上の看護職員（看護師及び准看護師）及び、
1日に5人以上の看護補助者が勤務しています。

なお、時間帯ごとの配置は次のとおりです。

- ・午前8時30分～午後4時30分まで、看護職員1人当たりの受け持ち数は5人以内です。
- ・午前8時30分～午後4時30分まで、看護補助者1人当たりの受け持ち数は10人以内です。
- ・午後4時30分～午前8時30分まで、看護職員1人当たりの受け持ち数は19人以内です。
- ・午後4時30分～午前8時30分まで、看護補助者1人当たりの受け持ち数は38人以内です。



看護職員の勤務体制について

療養病棟では1日に9人以上の看護職員（看護師及び准看護師）及び、
1日に5人以上の看護補助者が勤務しています。

なお、時間帯ごとの配置は次のとおりです。

- ・午前8時30分～午後4時30分まで、看護職員1人当たりの受け持ち数は6人以内です。
- ・午前8時30分～午後4時30分まで、看護補助者1人当たりの受け持ち数は11人以内です。
- ・午後4時30分～午前8時30分まで、看護職員1人当たりの受け持ち数は21人以内です。
- ・午後4時30分～午前8時30分まで、看護補助者1人当たりの受け持ち数は42人以内です。

